

業務用季節別契約選択約款

令和4年11月1日

秋田県男鹿市

目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の届出および変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	3
7. 料 金	3
8. 単位料金の調整	3
9. 需給契約の補償料	4
10. 名義の変更	5
11. 契約の変更または解消	5
12. 契約解消に伴う契約中途解消補償料	6
13. 本支管工事費の精算	6
14. 緊急調整時の措置	6
15. その他	7
付 則	7
(別 表)	
1. 早収料金の算定方法	7
2. 料金表	8

業務用季節別契約選択約款

1. 目的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出および変更

市は、この選択約款を変更することがあります。この場合、使用者との需給契約の内容は、変更後の選択約款によるものとします。

3. 用語の定義

- (1) 「契約最大使用量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間あたりの最大の使用量をいいます。(小数点以下切り捨て)
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約年間引取量」とは、契約で定める使用者の1年間において引き取らなければならない使用量をいいます。
- (5) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (6) 「その他期」とは、5月使用分(4月の検針日の翌日から5月検針日まで)から10月使用分(9月の検針日の翌日から10月検針日まで)の6箇月間をいい、「冬期」とは、11月使用分(10月の検針日の翌日から11月検針日まで)から4月使用分(3月の検針日の翌日から4月検針日まで)までの6箇月間をいいます。
- (7) 「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た金額、および地方税法に基づき地方消費税が課される金額に地方税法に基づき税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (8) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金(税抜)または調整単位料金をいいます。
- (9) 「定額基本料金(税込)、流量基本料金単価(税込)、従量料金単価(税込)」とは、定額基本料金、流量基本料金単価および従量料金単価それぞれの消費税等相当額を含んだ額をいい、消費税法第63条の2の規定に基づき記載するものとします。
- (10) 「定額基本料金(税抜)、流量基本料金単価(税抜)、従量料金単価(税抜)」とは、定額基本料金、流量基本料金単価および従量料金単価それぞれの消費税等相

額を含まない額をいいます。

4. 適用条件

使用者は、次のすべての条件を満たす場合には、本市に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

- (1) 契約最大使用量が10立方メートル以上であること。
- (2) 契約年間使用量が契約最大使用量の550倍（小数点以下切り捨て）以上であること。
- (3) 契約月平均使用量が1,000立方メートル以上であること。
- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (5) 6箇月間の実績使用量、または使用設備内容等により（1）から（4）の適用条件を満たすものであると判断されるものであること。
- (6) 不測の需給切迫等の緊急時において本市が認めた場合には、一般の需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) 使用者は、この契約に基づき本市と協議の上、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を締結していただきます。
- (2) 本市は、使用者の過去の実績、または使用設備の内容等を参考にして使用者との協議によって次の契約使用量を定めるものとします。
 - ① 契約最大使用量
 - ② 契約年間使用量
 - ③ 契約年間引取量
 - ④ 契約月平均使用量
 - ⑤ 契約月別使用量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において本市と使用者の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものとしたします。
- (4) 本市は、使用者が本市と他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれの条例および約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申込を承諾しないことがあります。
- (5) 同一需要場所でこの選択約款とこの選択約款以外の本市の他の契約とを重複して契約することはできません。

6. 使用量の算定

使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより

算定いたします。

7. 料 金

- (1) 本市は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。
- (2) 本市は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (3) 使用者の都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は（1）に基づく1箇月あたりの基本料金全額とし、従量料金は（1）の従量料金に準じて算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 本市は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表2の料金表の各基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1（4）のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金（税抜）} + 0.10 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金（税抜）} - 0.10 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

（備 考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）

66,710円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表の1（4）に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価額か

ら算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）、トン当たりのLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及びトン当たり国産天然ガス平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位とする。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} = & \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.1688 \\ & + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.1450 + \text{トン当たり} \\ & \text{国産天然ガス平均価格} \times 0.7217 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、最大使用量倍率未達補償料、契約年間引取量未達補償料とし、本市は、当該補償料に消費税等相当額を加えた金額を原則として契約期間満了の翌月に申し受けるものといたします。ただし、次の（1）、（2）が重複して生じた場合には、いずれか高額な補償料に消費税等相当額を加えた金額を申し受けるものといたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数金額を切り捨てます。

（1）最大使用量倍率未達補償料

使用者の年間の実績使用量が、契約最大使用量の550倍（小数点以下切り捨て）未満の場合には、本市がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大使用量倍率未達補償料といたします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記の算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{最大使用量倍率未達補償料} = \left[\begin{array}{r} \text{契約最大使用} \\ \text{量の550倍} \\ \text{に相当する年} \\ \text{間使用量} \end{array} - \begin{array}{r} \text{実績} \\ \text{年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \times \begin{array}{l} \text{ガス需給契約に定める} \\ \text{月別契約量に各月の単} \\ \text{位料金または従量料金} \\ \text{を乗じたものの合計額} \\ \text{を契約年間使用量で除} \\ \text{し、小数点以下第3位} \\ \text{を四捨五入した額} \times 3 \end{array}$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金（税抜）および従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に供給約款に定める料金を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切り捨て）を超えない範囲で算定するものいたします。

（2）契約年間引取量未達補償料

本市は、使用者の年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、本市がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達補償料といたします。

$$\text{契約年間引取量未達補償料} = \left[\begin{array}{r} \text{計約年間} \\ \text{引取量} \end{array} - \begin{array}{r} \text{実績} \\ \text{年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \times \begin{array}{l} \text{ガス需給契約に定め} \\ \text{る月別契約量に各月} \\ \text{の単位料金または従} \\ \text{量料金を乗じたもの} \\ \text{の合計額を契約年間} \\ \text{使用量で除し、小数} \\ \text{点以下第3位を四捨} \\ \text{五入した額} \end{array}$$

10. 名義の変更

使用者または本市が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に係る部分を第三者に譲渡する場合は、使用者または本市はこの契約をその後継者に継承させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

11. 契約の変更または解消

（1）使用者のガス使用計画に変更がある場合、もしくは2の（2）によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議の上この契約を変更

または解消することができるものといたします。

- (2) 本市に契約違反があった場合、または使用者に契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含む。）には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

1 2. 契約解消に伴う契約中途解消補償料

契約期間中において生じた契約の解消が、11の（1）の規定によるものであって、本市がやむをえないと判断した場合以外、もしくは11（2）の規定によるものであって使用者の契約違反のみによる場合には、本市は、次のとおり契約中途解消補償料に消費税等相当額を加えた金額を申し受けます。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てます。

- (1) 新たにこの選択約款に基づいて契約を締結しない場合には、本市は、契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料に消費税等相当額を加えた金額を申し受けます。

契約中途解消補償料

$$= \text{基本料金相当額（税抜）} \times \text{契約解消日の翌月から契約終了月までの残存月数}$$

- (2) 新たにこの選択約款に基づいて契約を締結する場合であって契約の解消日の翌日から契約最大使用量をそれまでの契約量から変更する場合には、本市は、契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料に消費税等相当額を加えた金額を申し受けます。

契約中途解消補償料

$$= \{ \text{前契約の1箇月当たりの基本料金相当額（税抜）} \\ - \text{新契約の1箇月当たりの基本料金相当額（税抜）} \} \\ \times \text{契約解消日の翌月から契約終了月までの残存月数}$$

1 3. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、本市は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる本市負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

1 4. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じて頂いた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。

$$(1) \quad \frac{\text{定額基本料金}}{\text{割引額}} = \frac{\text{定額基本料金 (税抜)}}{\text{料金 (税抜)}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

$$(2) \quad \frac{\text{流量基本料金}}{\text{割引額}} = \frac{\text{流量基本料金}}{\text{単価 (税抜)}} \times \frac{\text{契約最大使用量}}{\text{使用量}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

15. その他

その他の事項については、男鹿市ガス供給条例を適用いたします。

付 則

(施行期日)

- 1 この選択約款は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この選択約款の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給しているガスの使用で、施行日を含む料金算定期間に係る料金については、なお、従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この選択約款は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この選択約款の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給しているガスの使用で、施行日を含む料金算定期間に係る料金については、なお、従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この選択約款は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この選択約款の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している

ガスの使用で、施行日を含む料金算定期間に係る料金については、なお、従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この選択約款は、令和4年11月1日から施行し、検針日がこの選択約款の施行の日前の料金算定については、なお従前の例による。

(別 表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金（税抜）は、定額基本料金（税抜）と流量基本料金（税抜）の合計といたします。流量基本料金（税抜）は、流量基本料金単価（税抜）に契約最大使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金（税抜）または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から同月28日（うるう年は同月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき

算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表

(1) 基本料金

① 定額基本料金

1箇月につき	9,130.0000円(税込)
	8,300.00円(税抜)

② 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	121.0000円(税込)
	110.00円(税抜)

(2) 基準単位料金

区 分	1立方メートルにつき
その他期	117.5020円(税込)
	106.82円(税抜)
冬 期	122.8040円(税込)
	111.64円(税抜)

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金(税抜)をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。